



# 保護増殖事業の事業完了の 考え方について

令和6年3月26日

中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会

○種の保存法に基づく保護増殖事業が開始されて30年が経過。現在76種を対象に57の保護増殖事業計画が策定されており、種によって事業実施により生息・生育状況が大きく改善するなど、一定の成果があがっている。一方で、現時点で事業が完了した事例はない。

○「生物多様性国家戦略 2023-2030」(令和5年3月閣議決定)

2030年に達成すべき目標の一つ:

「保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数」⇒ 5種程度

○事業完了に向けた検討が始まっている種もあることから、事業完了に関する考え方や具体的な方法等を示す必要がある。

※経緯:

前回(令和5年10月4日開催)の野生生物小委員会で、保護増殖事業の完了に向けてどのように進めるのかとのご指摘あり。

令和5年12月22日に開催された「希少野生動植物種専門家科学委員会」において、論点と方針を提示し、ご意見をいただいた。

「保護増殖事業の事業完了の考え方に関する論点整理」  
(令和5年12月22日 希少野生動植物種専門家科学委員会会議資料)から抜粋

## ○対象とする保護増殖事業

保護増殖事業計画に基づき、環境省が実施している保護増殖事業とする。

## ○保護増殖事業の完了の考え方

- 保護増殖事業計画の下位計画(事業実施計画等)において設定された目標(事業完了の判断基準として設定された目標)が達成された場合は事業を完了する。
- 保護増殖事業検討会等において目標到達に関する評価をし、事業実施主体である地方環境事務所長等が事業の完了を決定する。
- 国内希少野生動植物種の指定が解除された場合は、自動的に保護増殖事業を終了する。
- 事業完了後は、必要に応じて、モニタリング等により生息動向を把握する監視フェーズに移行する。

「保護増殖事業の事業完了の考え方に関する論点整理」  
(令和5年12月22日 希少野生動植物種専門家科学委員会会議資料)から抜粋

## ○事業完了の評価に必要な下位計画での目標等の設定

- それぞれの種の特性を踏まえて、複数の観点から、事業完了を評価するための目標を設定(評価方法についても検討・設定)。
- 目標は可能な限り定量的なものとする。

## ○事業完了後の保護増殖事業計画の取扱い

- 事業が完了しても、国内希少野生動植物種の指定が解除されていない場合は、保護増殖事業計画を廃止しない。  
※種の保存法には、保護増殖事業計画の廃止等の手続き規定がない。

## ○事業完了後の監視フェーズ

- 事業完了後の監視フェーズは、国内希少野生動植物種の指定解除までの期間を目安とし、状況に応じて判断。
- 国内希少野生動植物種の指定解除により事業終了した場合、特に捕獲圧が増大するなど、当該種の減少や生態系保全上の支障が生じるような社会的反響が強く懸念される種については、指定解除後にフォローアップ期間を設け、必要に応じてモニタリングを実施。
- モニタリングは、効率的・効果的な方法を検討、選択する。

「保護増殖事業の事業完了の考え方に関する論点整理」  
(令和5年12月22日 希少野生動植物種専門家科学委員会会議資料)から抜粋

## ○他の保全施策との組合せで保護増殖事業を実施している場合

- 他の保全施策によってその種の減少要因が取り除かれ、安定的に存続できる状態となっている又はその見込みが高い場合には、事業完了を検討する。

## ○事業完了後の生息域外保全の取扱い

- 監視フェーズにおける事業再開の可能性や飼育協力園館等の意向等も踏まえつつ、生息域外保全継続の必要性を検討。
- 生息域外保全を終了する場合は、飼育協力園館等とも十分に調整の上、個体の取扱い(飼育等の目的、個体の所有権、終生飼育施設の確保等)を決定。

## ○生物多様性国家戦略における「事業を完了した種数」の考え方

- 下位計画の目標が達成され、事業を完了した場合は、中央環境審議会自然環境部会(野生生物小委員会)及び希少野生動植物種専門家科学委員会に報告する。

報告した事業を「事業を完了した種」とする。

- 国内希少野生動植物種の指定が解除されたことにより、保護増殖事業が終了した場合も、「事業を完了した種」とする。

# 「保護増殖事業の完了」考え方の整理

## 生物多様性国家戦略2023-2030における目標 「保護増殖事業を完了した種」の考え方について

計画で定めた目標の達成  
⇒ **保護増殖事業の事業完了**  
⇒ 監視フェーズに移行

国内希少野生動植物種指定解除  
⇒ 保護増殖事業計画の失効  
⇒ **保護増殖事業の終了**

①

事業実施フェーズ

監視フェーズ

フォローアップ

事業完了に向けた目標を設定し、事業を実施する。  
目標を達成した場合は事業実施フェーズから監視フェーズに移行する。

必要に応じてモニタリングを実施  
モニタリングは数年に1回程度を想定  
指定解除までを目安とするが、状況に応じて判断

②

事業実施フェーズ

フォローアップ

事業完了に向けた目標を設定し、事業を実施する。  
生息状況等が改善し、国内希少野生動植物種の指定が解除された場合は事業終了となる。

国内希少野生動植物種の指定解除後は、指定解除により、特に捕獲圧が増大するなど、当該種の減少や生態系保全上の支障が生じるような社会的反響が強く懸念される種を対象に、必要に応じてフォローアップ期間を設け、モニタリングを実施する。

保護増殖事業計画の範囲

国内希少野生動植物種の指定が解除されるまで保護増殖事業計画は存続する

フェーズの遷移

① 目標が達成され、事業完了した場合は、中央環境審議会自然環境部会(野生生物小委員会)及び希少野生動植物種専門家科学委員会に報告する。報告した事業については、「事業を完了した種」として取り扱う。

② 国内希少野生動植物種の指定が解除されたことにより、保護増殖事業が終了した場合も、「事業を完了した種」として取り扱う。

- 国家戦略の目標達成だけが目的とならないか懸念。事業完了のために無理にフェーズを移行させたいと思われたいよう、保全対策が不十分なまま完了とならないように進める必要。(保護増殖事業や完了に関する評価の仕組みについても要検討。)
- 事業の目標の立て方や目標達成の判断をどうするかなど、今後個々のケースでの具体的な検討に合わせて、保護対象にとって一番よい内容を考えてほしい。
- 生息域外保全を実施している場合、事業完了後も飼育施設に個体が存在する。事業終了の際は、飼育施設等と十分な調整が必要。

#### <その他保護増殖事業に関するコメント>

- 保護増殖事業とネイチャーポジティブを結びつけていくための工夫が必要。(民間主導による特定第二種国内希少野生動植物種の保護増殖事業のあり方も考えていくべき。)